別紙①

平成　　年　　月　　日

経営改善支援センター事業（早期経営改善計画策定支援）利用申請書

1．申請者（中小企業・小規模事業者）

申請者名	印	業種		担当者	
住所		電話番号		電話番号	

2．認定支援機関たる専門家

認定支援機関名	印	支店等		担当者	
住所		電話番号		電話番号	

3．認定支援機関たる金融機関（メイン行又は準メイン行）

認定支援機関名	印	業種・支店等		担当者	
住所		電話番号		電話番号	

※金融機関が、認定支援機関として当該計画への関与を希望する場合、連名の申請者として記載ください。

4．スケジュール（上記2が実施する業務について）及び外部専門家に支払う費用見積額（税込）

業務内容	業務開始日（目処）	業務完了日（目処）	費用見積額（税込）
早期経営改善計画の策定			総額　　円 （うち事業者支払予定額　　円、 うち経営改善支援センター支払予定額 　　円）
モニタリング（計画策定後１年を経過した決算時）			

5．申請者及び各認定支援機関の適格要件の宣誓

申請者及び外部専門家等は、以下の適格要件を満たしていることを宣誓します。
① 申請者は、誠実であり、その財務状況を早期経営改善計画策定支援において適正に開示すること。
② 申請者は、対象要件を満たしていること。
・申請日時点において経営改善計画等（認定支援機関による経営改善計画、中小企業再生支援事業を活用した事業再生計画）を策定していないこと
・本事業を活用したことがないこと。
③ 申請者は、早期経営改善計画策定を行った場合に、金融機関に提出すること。
④ 外部専門家等は、誠実であり、早期経営改善計画策定支援を適切に行うことを誓約していること。
⑤ 申請者及び外部専門家等は、反社会的勢力ではなく、そのおそれもないこと。
⑥ 申請者及び外部専門家は、経営改善支援センターと中小企業基盤整備機構（中小企業再生支援全国本部）から費用支払や業務内容等について合理性等を問われた場合には、誠意をもって対応すること。
⑦ 申請者及び外部専門家は、計画策定後１年を経過した最初の決算時にモニタリングに取り組み、その実施状況について金融機関と共有し、経営改善支援センターに報告すること。
⑧ 申請者および外部専門家は、本事業の利用・活用にあたっては、以下の事項について十分注意し、理解したうえで取り組むこと。
１．計画の内容
早期経営改善計画の策定・実行は、外部専門家等の支援を受けつつ申請者が自らの責任において行うものであり、経営改善支援センターは、策定された早期経営改善計画の内容の妥当性・衡平性や実現可能性等について一切保証するものではなく、また、その内容について責任を負うものではありません。
２．金融機関への提出
策定された早期経営改善計画の金融機関への提出は、申請者が自らの責任において行うものであり、経営改善支援センターはその内容について一切保証するものではなく、また、その適切性・妥当性等について一切の責任を負うものではありません。
さらに、金融機関及び経営改善支援センターは早期経営改善計画の提出をもって将来の金融支援を約束又は保証するものではありません。
３．不正利用
万一、申請者または各認定支援機関が当支援センター事業を不正に利用したことが発覚した場合、申請者または各認定支援機関は自らの責任において必要な対応を行うものとし、そのような事態が生じた場合、経営改善支援センターは、申請者または各認定支援機関の不正利用に関して何ら責任を負うものではありません。
４．支払
策定された早期経営改善計画について、金融機関に提出しなかった場合や支払申請にかかる必要書類などに不備・不適切な事項等が発覚した場合、経営改善支援センター、中小企業基盤整備機構もしくは中小企業庁の判断により、申請金額が支払われない場合があります。
５．自動失効
早期経営改善計画策定の利用申請は、申請が受理された日から1年で失効とします。

6．その他

チェックリスト

No	外部専門家 確認欄	専門相談員 確認欄	チェック内容
1	☐	☐	申請者と各認定支援機関による必要事項の記載及び押印があるか
2	☐	☐	申請者と各認定支援機関の連名で申請されているか
3	☐	☐	申請者及び外部専門家等は適格要件を満たしているか
	☐	☐	①申請者は、誠実であり、その財務状況を適正に開示すること。
	☐	☐	②申請者は、対象要件を満たしていること。 ・申請日現在において経営改善計画等（認定支援機関による経営改善計画、中小企業再生支援事業を活用した事業再生計画）を策定していないこと ・過去に本事業を活用したことがないこと。
	☐	☐	③申請者は、早期経営改善計画策定を行った場合に、金融機関に提出すること。
	☐	☐	④外部専門家等は、誠実であり、早期経営改善計画策定支援を適切に行うこと。
	☐	☐	⑤申請者及び外部専門家等は、反社会的勢力ではなく、そのおそれもないこと。
	☐	☐	⑥申請者及び外部専門家は、経営改善支援センターと中小企業基盤整備機構（中小企業再生支援全国本部）から費用支払や業務内容等について合理性等を問われた場合には、誠意をもって対応すること。
	☐	☐	⑦申請者及び外部専門家は、計画策定後１年を経過した最初の決算時にモニタリングに取り組み、その実施状況について金融機関と共有し、経営改善支援センターに報告すること。
4	☐	☐	記入・添付書類に漏れがないか。
	☐	☐	①申請者の概要（早期経営改善計画策定支援）及び履歴事項全部証明書の原本
	☐	☐	②外部専門家等が認定支援機関であることを証する認定通知書の写し
	☐	☐	③業務別見積明細書（早期経営改善計画策定支援）
	☐	☐	④外部専門家の見積書及び単価表
	☐ ☐該当なし （金融機関が連名で申請する場合不要）	☐ ☐該当なし	⑤金融機関の事前相談書面の原本

【経営改善支援センター処理欄】

事務管理No

県番号	年度番号	案件No	備考No

【相談員、センター長】

担当者	対象案件	意見	意見記載欄	日付
相談員	全て	（なし／あり）		
センター長	全て	（なし／あり）		

受付日

センター長	→	協議会PM	→	事務局

最終処理日